

社会福祉法人 誠心会

特別養護老人ホーム 回生園 弐番館 運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人誠心会が開設する特別養護老人ホーム回生園弐番館（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、入居者に対して適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その在宅における生活への復帰を念頭において、入居前の在宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保険者、老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、従業者に対して、入居者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、業務を執り行う上で必要な内容や資質の向上のための認知症等の理解等各種研修の機会を確保し、全職員が周知徹底できるように計画的に実施を行うものとする。

4 施設は、介護保険関連情報の活用とP D C Aサイクルを構築し、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることに努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 特別養護老人ホーム 回生園 弐番館

所在地 福岡県福岡市南区的場2丁目3番6号

(利用定員)

第4条 施設は、その利用定員を80名とする。(ユニット型個室 80名)

- 2 ユニット数は8ユニット。ユニットごとの入所定員は10名とする。
- 3 一の居室の定員は、1名とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められた場合は、2名とすることができます。
- 4 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 施設長 1名

施設長は、理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括する。

- (2) 医師 1名 (嘱託医)

入居者の診療と健康管理及び保健衛生の指導とする。

- (3) 生活相談員 1名以上

入退所に於ける面接手続き事務等と入所者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

- (4) 介護支援専門員 1名以上

入居者の要介護申請調査に関することと、サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務等とする。

- (5) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

管理栄養士又は栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

- (6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員等への指導などを行うこととする。

- (7) 看護職員 3名以上

医師の指示による入居者の看護、保健衛生に関することとする。

- (8) 介護職員 24名以上

介護職員は入居者の日常的生活の介護を行うこととする。

- (9) 事務員 1名以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

- 2 前項に定める者のほか、必要に応じ予算の範囲内で上記職員数以上の配置やその他の職員を置くことができる。

(勤務体制の確保)

第 6 条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行うものとする。
 - ①施設は、昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置するものとする。
 - ②施設は、夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置するものとする。
 - ③施設は、施設に常勤の 2 名以上のユニットリーダー、研修を受講した者を配置すること。
- 3 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供するものとする。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 施設は、職場におけるセクシュルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための必要な雇用管理上の措置を講じるものとする。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入居者や家族等から受けるものも含まれるものとする。
- 5 施設は、全て従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第 3 章 入所及び退所

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 施設は、福祉施設サービスの提供に際して、あらかじめ入居申込者又はその代理人家族等（以下「家族等」という。）に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について文書により、入所申込者もしくは家族等からの同意を得るものとする。

- 2 施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該

文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、施設は、当該文書を交付したとみなす。

3 前項の規定による承諾を得た施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(受給資格等の確認)

第 8 条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮した施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第 9 条 施設は、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化された為、下記の入所条件に該当する高齢者等に対し、施設サービスを提供するものとする。ただし、保険者からの要請による措置入所の場合はこの限りでない。

入所条件

①要介護 3 以上の方

②要介護 1・2 の場合は、保険者に特例入所要件に該当しているか確認し、該当と認定された方

③その他災害等やむを得ない理由がある方（措置入所の方含む）保険者と要相談事案

2 入所要件に関しては、法令の変更等に合わせ隨時変更するものとする。

3 施設は正当な理由なく、施設サービスの提供を拒んではならないものとする。

4 施設は、入居者が入院治療を必要とする場合、その他入居者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は他の介護老人福祉施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

5 施設は、入所申込者の入所に際しては、その申込者に係る居宅介護支援事業者等に対する照会等により、その入所申込者的心身の状況、病歴等施設介護サービス提供上必要な情報収集に努め、状態等の把握に努めるものとする。

- 6 施設は入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし在宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で検討するものとする。
- 7 上記第9条6項にて検討した結果、在宅において日常生活を営むことができる認められる入居者に関しては、円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 8 施設は入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 施設は、入所申込みの際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者等の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第11条 施設は、入所に際して、入所の年月日及び施設の名称を、退所に際して退所の年月日を当該者の被保険者証に記載するものとする。

- 2 施設は、施設サービスの提供にあたり、提供した具体的な内容等を記録するものとし、その完結の日から5年間保管するものとする。又、入居者又は家族等からの申し出があった場合には、閲覧・謄写を適切な方法により、当該記録の開示をするものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第12条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3カ月間以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

第4章 施設サービスの内容

- 第 13 条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 2 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握にあたっては、入居者及びその家族等に面接を行うものとする。その際、面接の趣旨を入居者及びその家族等に対し説明し、理解を得るものとする。
- 3 介護支援専門員は、入居者及びその家族等の希望、入居者について把握した解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる職員と協議の上、目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 4 介護支援専門員はサービス担当者会議を開催、又は担当者に対する照会等により、施設サービスの提供にあたる職員から専門的見地の意見を求めるものとする。又、次に掲げる場合においても同様とする。
- (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (3) 入居者の状態の変化があり、施設サービス計画の変更が必要な場合
- (4) 3 カ月もしくは、6 カ月の期間において施設サービス計画の評価をする場合
- (5) その他介護支援専門員が必要と判断した場合
- 4-2 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催する場合において感染防止や多職種連携の促進からテレビ電話等のＩＣＴを活用した担当者会議を開催する事ができる。ただし、入居者や家族等が参加する場合はテレビ電話等の活用についての同意を得た場合は可能とする。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者もしくは家族等に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 6 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した場合には、入居者に対して当該施設サービス計画書を交付するものとする。
- 7 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、入居者及び家族等、並びに施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。施設サービス計画の実施状況の把握にあたっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこととする。
- (1) 定期的に入居者に面接すること。
- (2) 定期的に実施状況に関して職員等聞き取り等を行い、把握を行うこと。

- 8 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。
- 9 施設サービス計画書の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族等と必要な情報の共有等に行うものとする。

(施設サービスの取扱方針)

第14条 施設は、入居者への施設サービスの提供について、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようするため、入居者へ施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

- 2 施設サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 施設の職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 感染防止や多職種連携の促進のため、テレビ電話等のＩＣＴを活用し、各種委員会や会議の開催等を行うことができるものとする。

(介護)

第15条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれ役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活が営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことで入浴の機会の提供に代えるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立についての必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざる得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。

- 6 施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 施設は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 9 施設は、入居者に対して、その負担により、当該施設職員以外の者に介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

- 第16条 食事の提供は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好に考慮したものとする。食事の時間は、朝8時、昼12時、夕18時
- ただし、入居者の生活習慣や心身の状況に応じて自立して食事が摂れる必要な時間等に関してはできる範囲で考慮するものとする。
- 2 食事の提供は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。
 - 4 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(相談及び援助)

- 第17条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第18条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについては、入居者又は家族等が行うことが困難である場合は、同意を得て、代わって行うものとする。
 - 3 施設は、常に入居者の家族等との連携を図るとともに、入居者とその家族等

との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 施設は、成年後見制度等を積極的に活用するものとする。

(機能訓練)

第 19 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善又は減退防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 20 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(衛生管理等)

第 21 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年2回以上定期的に実施し新規採用時にも実施する。

(協力医療機関等)

第 22 条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関名 社会医療法人 喜悦会 那珂川病院
所在地 福岡県福岡市南区向新町 2-17-17

協力医療機関名 医療法人 正弘会 南折立病院
所在地 福岡県福岡市南区横手 1-14-1

協力歯科医療機関名 みやさか歯科医院
所在地 福岡県福岡市中央区薬院 4-1-12-2F

(利用料)

- 第 23 条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 施設は、施設サービス費及び居住費・食費の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、当該サービス利用料金を変更できるものとする。

(その他の費用)

- 第 24 条 施設は、前条の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を入居者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。
- (1) 居住費
(2) 食費
(3) 教養娯楽費
(4) 医療関係での費用
(5) 事務管理費
- 内訳 入居者もしくは家族等より依頼があった事務手続きの管理等
(例 特殊な個人で使用する物品の購入や私物の廃棄等)実費
- (6) 入居者もしくは家族等から依頼があり、特別な食事の提供等を行ったことに伴い必要となる費用
(7) 理美容代 実費
(8) その他 (例 居室に持ち込んだ個人の物品の電気代、修理代等)
- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては予め入居者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者もしくはその家族等から同意を得るものとする。なお、やむを得ない事情により内容及び費用の変更がある場合には予め入居者もしくはその家族等に対し説明を行い、同意を得るものとする。

- 3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

第5章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第25条 入居者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設サービスを受けながら自立した日常生活が継続できるように、職員の指導・助言に従い、施設の規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- (2) ユニット内の他の入居者に迷惑をかけず、相互の融和を図れるよう努めること。
- (3) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に取り扱うように努めること。指定した場所以外に私物を設置するなど、物品の移動等しないこと。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い火災予防に協力すること。
 - ①建物内での喫煙は、居室であっても禁止とする。
 - ②発火の恐れがある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ③火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
 - ④施設が非常災害訓練を実施する場合は、やむを得ない事情がない限り協力すること。
- (6) 施設内で政治活動、宗教活動、物販は行わないこと。
- (7) 所持金その他の貴重品については、入居者の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、施設に相談し、協議するものとする。
- (8) その他施設が定める禁止行為。

(面会)

第26条 入居者に面会しようとする外来者は、面会簿に所定事項を記載し事務所に申し出を行い、事務所等の指定した時間内、場所で面会しなければならない。

- 2 季節的に感染症が流行時期等やむを得ない理由にて面会を施設が断る場合や面会時間の制限等ある場合は、面会者は施設の指示に従わなければならない。

- 3 保険者・入居者又は家族等からの依頼により、面会の制限の依頼があった場合は、内容に合わせて対応するものとする。

(外出・外泊)

第 27 条 入居者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。

- 2 入居者の状態等により外出又は外泊が困難と施設が判断する場合は、許可しない場合がある。

(健康保持)

第 28 条 入居者は努めて健康に留意し、特別な事由がない限り施設で行う健康診断医療を受けなければならない。

(身上変更届出)

第 29 条 入居者は身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設に届け出なければならない。

第 6 章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第 30 条 施設は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料、その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示又は閲覧するものとする。

(個人情報の保護)

第 31 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様とする。

- 2 上記項目に関しては、役職員等、実習生、ボランティア、外注業者等に関しても同様とする。
- 3 個人情報の利用、収集、提供に関しては必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外では使用しないものとする。
- 4 施設は、個人情報保護法等関係法令が遵守されるように職員等に対して必要な措置を講じるものとする。

- 5 施設は、あらかじめ入居者又は家族等に対して個人情報の利用目的等について説明し、文書にて同意を得るものとする。
- 6 施設は、第三者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者又は家族等からの同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者からの利益供与等の禁止)

- 第32条 施設は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業所又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(緊急時の対応)

- 第33条 施設は、入居者の急激な体調の変化又はけが等により、緊急に診察・治療が必要となった場合、入居者の主治医もしくは施設の協力医療機関等において、速やかに必要な治療等が受けられるよう措置を講じ、併せて入居者の家族等へ速やかに連絡するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第34条 施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第 35 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するとともに、再発防止策を講じるものとする。

(身体拘束)

第 36 条 施設は、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の入居者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについては別紙 1 のとおりとする。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）を 3 月に 1 回開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 37 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的にするための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、施設職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 38 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者の責任者を定めて、入居者の安全確保に努めるとともに、年 2 回定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとする。訓練に関しては、昼間及び夜間想定で行うものとする。
- 2 施設は、火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、訓練時の参加協力等を含む地域住民・消防関係者等との連携体制を整備するものとする。

(苦情処理)

- 第 39 条 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者もしくは家族等からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。
- 2 施設は、苦情を受けた場合には、その内容等に関して記録するものとする。
 - 3 施設は、その提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該保険者からの質問もしくは照会に応じ、入居者もしくは家族等からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 施設は、保険者から求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。
 - 5 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者もしくは家族等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言をうけた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 6 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。
 - 7 施設は入居者からの相談・苦情の対策結果に関して申立者に通知するものとする。また、施設内等に対策結果等に関して開示するものとする。

(地域との連携)

第 40 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 施設は、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努め、市町村が実施する事業に協力するものとする。

(入居者に関する保険者への通知)

第 41 条 施設は、入居者が次の各号にいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- ①正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ②偽りその他不正の行為によって保険料給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第 42 条 施設は、職員、整備、会計及び入居者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備しておくものとし、これらは完結してから 5 年間保管するものとする。

①管理に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況
- エ 定款及び施設運営に必要な諸規程
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画表及び事業実績状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

②入居者に関する記録

- ア 入居者台帳
- イ 施設サービス計画書
- ウ 介護日誌
- エ 献立その他給食に関する記録
- オ 入居者の健康管理に関する記録
- カ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録
- キ 苦情の内容等の記録
- ク 事故の内容と事故に際して採った処置の内容の記録
- ケ 入居者に関する保険者への通知の記録
- コ その他提供した具体的サービス内容の記録

③会計に関する記録

(電磁的記録等)

第 43 条 施設及びその従業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、厚生省令第三十九条の規定において書面で行われている又は想定されるもの及び第八条第一項については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(補則)

第 44 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

付則 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

付則 この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

付則 この規程は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する。

付則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。